

令和3年度における国立研究開発法人産業技術総合研究所の 中小企業者に関する契約の方針

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下、「産総研」という）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和3年9月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和3年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

令和3年度の産総研における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、全体として65.0%、金額が約264億円になるように目指すものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

上記1のうち、新規中小企業者向け契約目標については、基本方針において「新規中小企業者の契約比率については、国等全体として引き続き3%を目指すものとする。」と定められている。

このことを踏まえ、産総研は、この目標の達成に資するよう、新規中小企業者の契約比率を、令和2年度の2.2%を上回ることを目標として、新規中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

産総研は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、次のとおり取り組むものとする。

1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮

- (1) 中小企業・小規模事業者との契約において、納期・工期の柔軟な対応を行うとともに、速やかに代金の支払いを行うよう努めるものと

- する。
- (2) 契約を締結するに際し、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料費及び輸送費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成するものとする。また、契約の途中で需給の状況、原材料費及び輸送費等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。
 - (3) 入札の公正性、透明性及び競争性に留意しつつ、案件ごとの事情を勘案した上で、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しつつ中小企業・小規模事業者の入札参加機会の確保が図られるよう、入札手続等において意見聴取等が必要な場合にはオンラインでの会議等を最大限活用することや、入札参加者等と資料のやりとりをする際はメールや郵送等でも対応するなど、柔軟かつ適切な対応に努めるものとする。
 - (4) あらかじめ新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策が見込まれる場合には、これを仕様書等に明記するとともに、これに要する経費を算出し、契約金額へ適切に反映させるものとする。
 - (5) 契約締結後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る業務等が追加で発生した場合には、受発注者間において契約金額の変更、履行期限の延長等に関する必要な協議を行うなど、柔軟かつ適切な対応に努めるものとする。

2 官公需情報の提供の徹底

- (1) 一般競争入札又は公募公告の案件について、より多くの事業者調達情報を提供するため、産総研公式ホームページにおいて、全部の研究拠点の入札公告等が纏めて確認できるよう、ポータルサイト方式による調達情報の提供を引き続き実施する。
- (2) 調達情報について、産総研公式ホームページに掲載するとともに、他の機関のホームページからのリンク、新着情報配信（RSS 配信）を活用するなど、より広範囲にわたる情報配信への取り組みを継続して実施する。
- (3) 次年度分の年間契約について予定一覧を作成し、当該入札公告が案内されるより前に産総研公式ホームページに掲載するとともに、メールマガジンの広報媒体を活用し、予見可能性等を持たせ、競争参加者の拡大を図る取り組みを継続して実施する。

- (4) 少額な随意契約とする案件については、産総研各研究拠点の近隣の中小企業・小規模事業者が見積競争に参加しやすいよう、全研究拠点の調達担当部署においてオープンカウンター方式による見積競争の調達情報を引き続き公開する。
- (5) 物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して解りやすい説明に努めるものとする。

3 中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫

- (1) 一般競争入札及び公募とする案件については、中小企業・小規模事業者が余裕をもって計画的に提案を行えるよう、事業内容に応じて適切な公告期間を設けるとともに、質問の受付対応や必要に応じてオンラインによる説明会を実施し、説明会から提案締切までの期間を十分に確保する。
- (2) 少額な随意契約とする案件については、産総研各研究拠点の近隣の中小企業・小規模事業者が見積競争に参加しやすいよう、全研究拠点の調達担当部署においてオープンカウンター方式による見積競争を引き続き実施する。
- (3) 著作権等の知的財産権が含まれる印刷物等の発注に当たっては、知的財産権の使用等についてその範囲を事前に検討した上で、その取扱いを書面で明確にするよう努める。また、契約に当たっては調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、コンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努めるものとする。
- (4) 特に人件費比率の高い役務契約について、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮する。

4 官公需に関する相談体制の整備

総務本部経理部、各業務部・室の「官公需相談窓口」にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど、必要な指導に努めるものとする。

5 合理的な分離・分割発注の活用

物件等の発注に当たっては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討したうえで、分離・分割発注することが合理的と判断した案件について、分離・分割して発注を行うものとする。

6 調達における下位等級者の参加の推進

調達による競争参加資格の設定に際しては、一級又は二級下位の等級者の競争参加を可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

7 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用

産総研の各地域センターにおいて消費される調達について、少額の随意契約による場合には、各地域センター管内の中小企業・小規模事業者を見積り先に含めるよう努めるものとする。

8 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

需要の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額）等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

また、適切なコストの積み上げによる価格での入札が行われるようダンピングの防止の周知に努め、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

9 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 56 条第 1 項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第 58 条第 1 項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、受注機会の増大に努めるものとする。

10 中小石油販売業者に対する配慮

(1) 石油組合が国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を

締結している場合には、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、例えば、一般競争においては、当該協定を締結していることや国等又は地方公共団体の管内に燃料供給拠点を有することなど適切な地域要件の設定を行うことにより、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。

- (2) 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。
- (3) 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、当該石油組合との随意契約を行うことができることに留意するものとする。

1 1 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れておくことや、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど年度途中で最低賃金額の改定があつたとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

産総研は、新規中小企業者及び組合の受注の機会の増大を図るため、次のとおり取り組むものとする。

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

(1) 過去の実績を過度に求めない運用

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

(2) 競争参加者の資格等の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達内容が専門的な技術、資格などを特に必要としない場合など契約の内容に応じて、下位等級者であっても契約の履行の確保に支障がないと判断され、新規中小企業者をはじめとする下位等級者の参加により入札参加者の確保が図られる場合には、新規中小企業者をはじめとする下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めるものとする。

(3) 新規中小企業者からの相談体制

新規中小企業者からの相談に対しては、総務本部経理部、各業務部・室の「官公需相談窓口」にて、適切に対応する。

(4) 新規中小企業者が官公需向けに提供可能な商品・サービスなどを登録するサイト（以下「ここから調達サイト」という。）の活用による調達の推進

少額の随意契約による場合、契約の内容等を踏まえ、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「ここから調達サイト」等を活用し、可能な限り新規中小企業者からの見積競争の参加拡大に努めるものとする。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合の競争契約参加資格審査にあたって、総合点数の算定方法に関する特例の一層の活用に取り組むものとする。

第4 上記第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、産総研の全ての調達担当部署に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大を推進するため、「別紙」の推進本部等を設置する。

推進本部及び連絡会議において、第1の目標達成に向けて、本方針の取組について調達担当職員への周知指導を図り、実績の向上を目指すとともに、研究拠点間の有益な取り組み状況を共有し、必要に応じて、各調達担当者に対し改善策を指示する。

別紙

「中小企業者の受注の機会を増大のための推進体制」

1. 推進本部

本部長 : 総務本部経理部長

本部員 : 調達管理室長、各研究拠点の契約担当職

(事務局 総務本部経理部調達管理室)

2. 連絡会議

総務本部経理部調達管理室長、各研究拠点の調達を担当する会計グループ長、室長代理で構成する。

(事務局 総務本部経理部調達管理室)